

大船渡で、新たなスタートを。

2026
大船渡市
版



全国から、
大船渡市に、
U・Iターンする40歳未満の方が対象です。

令和8年度
6月開始
大船渡市若者
U・Iターン
支援金

一般

基礎額

世帯 25万円
単身 15万円

加算額

子育て加算

18歳未満の子ども
1人につき 25万円

18歳～25歳加算

申請者が
26歳未満なら 5万円

女性加算

申請者が
女性なら 5万円

新卒者

基礎額

15万円

加算額

18歳～25歳加算

申請者が
26歳未満なら 5万円

女性加算

申請者が
女性なら 5万円

移住元要件

一般

以下のア及びイの期間に県外に在住していた方
ア 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上
イ 住民票を移す直前に連続して1年以上

新卒者

以下のア・イ・ウを全て満たす方

ア 県外に所在する大学等(大学、大学院、高等専門学校、専門学校等)又は高等学校等に在籍していたこと。
イ 転入直前の3年以内にアの大学等又は高等学校等を卒業・修了したこと。
ウ アの在籍期間中から住民票を移す直前まで、県外に在住していたこと。

お問い合わせはこちら

大船渡市商工港湾部商工企業課
〒022-8501

大船渡市盛町字津野沢15

☎ 0192-27-3111

(内線111)

✉ ofu_syoko@city.ofunato.iwate.jp

移住後において満たすべき要件などがあります(下記のいずれかに該当)

- ・ 県内企業に就業(移住支援金対象求人/専門人材)
- ・ 岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けて起業
- ・ 移住する前からの業務をテレワークで継続
- ・ 大船渡市が定める要件に該当

大船渡市出身者・大船渡市空き家バンクを利用して移住した者 など

詳細は裏面をご覧ください。

対象（一般又は新卒者）ごとの移住前要件・移住後要件について

一般

大船渡市へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

<移住前要件>次の3つ全てに該当

- ① 大船渡市に移住する直前の10年間のうち通算5年以上、岩手県外に在住
- ② 大船渡市に移住する直前、連続して1年以上、岩手県外に在住
- ③ 大船渡市への移住時に住民票を岩手県外から異動

<移住後要件>次のいずれか1つに該当

- ① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”に就業
- ② 内閣府「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して、専門人材として就業
- ③ 「岩手県地方創生起業支援金」の交付決定を受けて起業し、起業した事業を申請日から5年以上継続する意思がある
- ④ 大船渡市に移住する前からの業務をテレワークで継続
- ⑤ 大船渡市が別に定める要件に該当

県就職マッチングサイト
「シゴトバクラシバいわて」



新卒者

大船渡市へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

<移住前要件>次の3つ全てに該当

- ① 大船渡市に移住する前に、岩手県外に在住し、かつ、岩手県外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校に在籍していたこと
- ② 大船渡市への移住直前の3年以内に、①の大学等又は高等学校等を卒業・修了
- ③ 大船渡市への移住時に住民票を岩手県外から異動

<移住後要件>次のいずれか1つに該当

- ① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人（新卒求人）”に就業
- ② 大船渡市が別に定める要件に該当

大船渡市が定める要件について

次のア及びイのいずれにも該当

ア 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当
 (ア)大船渡市出身者（2親等以内が大船渡市に住民票を有する等）
 (イ)市内事業所において、ふるさとワーキングホリデー又はインターンシップに参加したことがある
 (ウ)大船渡市空き家バンクを利用して移住した者
 (エ)大船渡市おためし地域おこし協力隊又は協力隊インターンに参加したことがある者
 (オ)住民票を移す直前の1年以内に、市が実施する起業・経営等無料相談会を利用した者
 (カ)岩手県「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当
 (ア)農林水産業に就業する者
 (イ)家業等へ就業する者
 (ウ)次のaからcまでのいずれにも該当し、大船渡市が認めた企業に就業する者
 a 市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 b 転勤、出向、出張、研修等による勤務地変更ではなく、新規の雇用であること。
 c 就業先の法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 (エ)市内で起業し、開業の届け出をしている者



申請には県が実施する
「いわて若者U・Iターン支援金申請者向けアンケート」の
回答が必要です。



よくあるご質問 Q&A

Q	A
申請のタイミングを教えてください。	申請期限は移住（転入）後1年以内です。なお、県が実施する「いわてお試し居住体験事業」を利用して移住した方は、入居期間終了日から1年以内まで申請が可能です。
支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください。	①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、③テレワークにより勤務（原則として、恒常的に通勤しない）し、かつ、週20時間以上テレワークを実施することなどが要件です。
「大船渡市移住支援金」や「地方就職支援金」との併給はできますか。	できません。
必ず住民票を岩手県外から大船渡市に異動しなければ、要件に該当しませんか。	住民票を大船渡市へ異動することが必須です。
支援金の使途に制限はありますか。	制限はありません。
令和8年度の申請期限はいつまでですか。	2月26日（金）までに申請書の提出をお願いします。（必着）

この支援金は、岩手県企業局の「震災復興・ふるさと振興パワー積立金」を活用して実施しています。